

障害者の安定雇用や能力発揮に必要な 作業環境整備要件

障害者の農業生産活動への参画を促進する「農福連携」の取組みが各地で盛んに行われています。障害者の能力を発揮させ、農業分野での安定的な就労を実現させるためには、障害の特性や個々の状況に配慮した作業環境整備が不可欠です。そこで、障害者の就労形態別に、農業側が整備すべき作業環境の要件を、優良事例の実態から明らかにしました。

☆ 技術の概要

1. 障害者の就労形態には、障害者が企業等に雇用される「一般就労」と、福祉サービスを活用し、訓練を伴いながら就労を体現する「福祉的就労」があります。
2. 「一般就労」では、障害者も企業の戦力として期待されるため、自立的な業務の遂行が求められます。そのため、障害者の能力を最大限に発揮させ、作業能率を向上させるための環境整備が重要です。先進事例では、「作業工程の細分化」や、機械開発・導入等による「ユニバーサルデザイン化」により、これを実現させています。
3. 「福祉的就労」のうち、就労継続支援 A 型事業は、雇用契約の締結が可能な障害者が利用しています。訓練と就労の併行には、「多様な業務の確保」により能力発揮の機会を創出し、「作業工程の細分化」や職員による丁寧な指導・助言等により、就労態度を改善させる環境整備が必要です。優良事例では、農業以外の生産活動にも積極的に取り組むことで、就労定着に課題のある精神障害者が多数、継続的に就労できています。
4. 就労継続支援 B 型事業は、雇用契約に基づく就労が困難な障害者が利用しています。支援者側には柔軟な対応が求められ、敢えて「作業工程を細分化」せず、臨機応変に役割分担をすることも重要です。優良事例では、多様な作業の提供と多数の職員配置（人的支援）により、症状改善と併せた安定的な生産活動を実現させています。

表 1 優良事例における作業環境整備の取組

就労形態	一般就労の事例	福祉的就労の事例	
		就労継続支援 A 型事業	就労継続支援 B 型事業
優良事例概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有適格法人 ・水耕施設 1.3ha で葉物栽培 ・障害者 24 人を雇用 (障害者以外の職員は 65 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営：NPO 法人 ・花苗生産(年間 200 万ポット) ・障害者 18 人が利用 (事業所スタッフ 7 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営：株式会社 ・1.5ha で青ネギ生産(露地) ・障害者 34 人が利用 (事業所スタッフ 35 人)
作業環境整備要件			
作業工程の細分化	◎	○	△
ユニバーサルデザイン化	◎	△	△
人的支援の充実化	△	○	◎
多様な業務の確保	△	◎	◎

注 1) 「◎」は作業能率の向上と障害者の個性（障害特性）を意識して積極的に行っている、「○」は障害者の個性（障害特性）のみに配慮して行っている、「△」は特に積極的に行っていないもの。3つの就労形態の取組を相対的に評価したものであり、「△」の要件が「全く必要ない」というものではありません。

注 2) 「ユニバーサルデザイン」は、多様なニーズを持つユーザーに公平に満足を提供できるよう商品等をデザインすること。

☆ 活用面での留意点

詳細は、西日本農業研究センター2019年の研究成果情報のページをご参照下さい。
http://www.naro.affrc.go.jp/project/results/4th_laboratory/warc/2019/warc19_s07.html

（農研機構・西日本農業研究センター 任期付研究員 中本英里）